

東京都公安委員会告示第 2693 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 21 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都荒川区南千住6丁目40-1-410 高梨 正人	放置違反金納付命令書 (第 30-104-260703-203791)
東京都北区西が丘1丁目25-10-505 リッシェル西ヶ丘 宮島 巧多	放置違反金納付命令書 (第 30-109-260803-413154)
東京都大田区蒲田1丁目7-17 蒲田レーベル201 花岡 優太	放置違反金納付命令書 (第 30-111-260806-206257)
埼玉県北葛飾郡松伏町田中1丁目27-4-301 REHMAN ATIQ UR	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260527-451315)
東京都江戸川区上一色2丁目10-8 秋葉 茂	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260629-429501)
東京都板橋区清水町36-4-202 徳永 健也	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260706-210097)
新潟県新潟市北区すみれ野3丁目5-1 波多野 梨恵	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260801-205547)
東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1-4103 石塚 みゆき	放置違反金納付命令書 (第 30-438-260730-207732)
東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1-4103 石塚 みゆき	放置違反金納付命令書 (第 30-438-260806-204940)
茨城県鉾田市汲上3340-9 有限会社成城	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260723-205031)
東京都板橋区若木2丁目10-9-4-109 渡辺 航平	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260808-205248)
東京都新宿区西新宿6丁目11-3-2901 株式会社 ジュッキンTV	放置違反金納付命令書 (第 30-557-260806-201891)
東京都台東区鳥越2丁目8-4-3F 黒田 一嘉	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260807-201299)
栃木県栃木市片柳町2丁目42-15 レオパレス東宮館105 高橋 周平	放置違反金納付命令書 (第 30-771-260629-204721)
東京都江戸川区平井4丁目12-18-205 小亀 正人	放置違反金納付命令書 (第 30-771-260802-201912)
神奈川県川崎市高津区東野川1丁目19-33-103 渋谷 直人	放置違反金納付命令書 (第 30-773-260516-202801)
東京都町田市野津田町730-203 関野 彩菜	放置違反金納付命令書 (第 30-876-260802-203729)

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都江戸川区南葛西5丁目1-2-409

寺尾 孝俊

督促状(第 30-113-260704-413748)

千葉県千葉市美浜区高洲2丁目6-2-505

大野 真俊

督促状(第 30-331-260624-452913)

東京都豊島区池袋2丁目32-10 オウルガーデンヒルズイケアプロ101

HUANG DINGYI

督促状(第 30-551-260616-201244)

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)